

◎新潟県告示第508号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第14条第1項の規定により、次のとおり種苗生産事業者の登録が失効した。

令和8年6月9日

新潟県知事 花 角 英 世

登録 番号	生産事業者		生産事業の内容				事業所	
	住所又は 所在地	氏名又は 名称	種穂		苗木		名称	所在地
			採取	精選	幼苗の 育成	幼苗以外の 苗木育成		
516	阿賀野市 新座3054	熊島栄次	○	○	○	○		阿賀野市 新座
521	阿賀野市上 江端1831	五十嵐栄 一	○	○	○	○		阿賀野市 上江端
603	阿賀野市 新座3054	熊島利道			○	○		阿賀野市 新座